

学校保健安全法で定められた感染症の扱いについて

日本女子体育大学附属二階堂高等学校

学校での感染拡大防止のため、学校保健安全法で定められた感染症に罹患した場合は、必ず医師の指示を仰ぎ、感染のおそれがないという学校への登校許可がでてから、登校するように留意してください。主な出席停止期間は以下のとおりですが、診察の医師の判断に従ってください。治癒後、登校する場合、「出席停止証明書」をクラス担任に提出してください。

学校保健安全法施行規則第19条より 参照		
	疾患名	出席停止期間
第1種	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 ペスト ジフテリア 新感染症 指定感染症 他	治癒するまで
第2種	インフルエンザ(特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く)	発症した後5日経過し、かつ解熱した後2日経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで 5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱後3日経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺・顎下腺又は舌下線の腫脹が発現した後5日を経過し、全身状態が良好になるまで
	風しん(三日ばしか)	発疹が消失するまで
	水痘(水ぼうそう)	全ての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状消退後2日間経過するまで
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師が感染のおそれがないと認めるまで
	* 病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるときはこの限りではない。	
第3種	腸管出血性大腸菌感染症 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 細菌性赤痢 コレラ 腸チフス パラチフス その他の感染症	症状により学校医その他の医師が感染のおそれがないと認めるまで

出席停止証明書

- 生徒氏名 第 学年 組 氏名
 - 病名
 - 理由 学校保健安全法施行規則第19条 種に係わる感染症により出席停止
 - 期間 年 月 日 (曜日)より
年 月 日 (曜日)まで「 日間」
- 上記の通り証明いたします
- 年 月 日

医療機関名

住所

担当医師名

印

⑤校長	④教頭	③教務部長	②学年主任	①担任	⑥保健室

<保健室保管>